

まつどニュースは松戸市公式ホームページからダウンロードできます。市民の皆さん、事業者の皆さんも掲示・配布にご協力ください。

令和6年度 市民税・県民税〔申告申告期間は2月16日(金)～3月15日(金)〕

申告書の提出はオンラインまたは郵送で

問:市民税課 ☎047-366-7322

毎年、申告会場は大変混雑します。市民税・県民税の申告は24時間利用可能な松戸市オンライン申請システムや郵送での提出が便利です。

**松戸市オンライン
申請システム**

市ホームページの「個人住民税試算・申告書作成システム」で作成した申告書は、松戸市オンライン申請システムで提出できます。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

郵送

申告書に内容や住所・氏名・電話番号を記入し、必要書類を同封して、〒271-8588松戸市役所 市民税課へ ※本人確認書類などは原本を入れしないでください。

税務署以外の会場では、市民税・県民税の申告・相談・作成のみを行います

所得税の確定申告書の相談・作成は行いませんので、松戸税務署の申告会場(プレハブ)で申告してください。※作成済みで提出するだけの確定申告書は、市民税・県民税の申告会場でも受領します。

【受付時間】9時～11時30分、13時～16時 ※土・日曜、祝日を除く。

【会場】●市役所本館2階大会議室●各市民センター(小金原・新松戸・六実・常盤平)

●ひがまつテラス●小金保健福祉センター

※会場によって受付期間が異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 令和5年中の所得を証明する書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票、帳簿書類など)
- 令和5年中に支払った金額が確認できる控除証明書(社会保険料・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料各控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金の受領証明書など)
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳または証明書
- 学生証
- 個人番号(マイナンバー)が分かるもの
- 本人確認書類

青少年会館に

3×3バスケットコートの新設 デザインは「千葉ジェッツ」が提供



2月3日オープン当日は、オープニングセレモニーが開催され、市内バスケットボールクラブ・HOPEFUL Matsudo Basketball Clubの選手たちによるデモンストレーションが行われました。
コートのデザインは、市と「包括連携に関するブーストタウン協定」を締結している、プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツ」から無償で提供いただきました。

HOPEFUL MBCの選手達によるデモンストレーション

青少年会館 3×3バスケットコート利用

問:同館☎047-342-9930(利用について)、スポーツ課☎047-703-0601(コートの整備について)

利用時間: 9時～16時30分(終了時間は季節により変わります)

休場日: 毎月第4月曜日(原則)、年末年始 他

受付場所: 青少年会館1階事務所(新松戸南2-2)

費用: 無料 **無料レンタル:** 専用ボール(持ち込みも可)

※詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

夜間・休日当番医など医療機関のご案内

問:地域医療課☎047-366-7771

今週の夜間・休日当番医や待機病院などの詳細は市ホームページを確認ください。

※当番医は都合により変更することがあります。受診前に電話で確認をしてください。



市ホームページ

待機病院などはテレフォンサービスでも案内しています。

☎047-366-0010

※かかりつけ医・薬局をもちましょう。